

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



54歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスを行っている。

利用進む「キャリアアップ助成金」制度とは

非正規契約労働者の正社員化で 1人当たり57万円の助成金も

こんにちは、高橋学です。今回は「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」について紹介していきます。

キャリアアップ助成金とは、非正規労働者の正社員化、処遇改善を行った企業に助成金を支給する厚生労働省の制度です。正社員化などにより当初の件費は膨らみますが、将来の人手不足への先行投資として検討する価値のある制度といえるでしょう。複数のコースがありますが、なかでも有期雇用者の正社員転換を支援する「正社員化コース」の利用が、中小企業を中心に伸びています。

正社員化コースは、いわゆる正社員と称される「正規雇用労働者」以外の「非正規雇用労働者」が対象で、雇用期間が通算6カ月以上であることが条件となります。

基本的な助成金額は、正規雇用へ転換、あるいは直接雇用した場合、有期契約労働者は1人当たり57万円、無期契約労働者は1人当たり28万5,000円となります(金額は中小企業の場合。大企業は減額される)。

加算措置も用意されており、生産性の向上が認められた場合や、人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換した場合などには助成金額がアップします。

賃金の増額や申請期間など 支給条件には要注意

キャリアアップ助成金(正社員化コース)を申請する際の流れを具体的に説明していきます。

まずは「キャリアアップ計画」の作成・提出を行います。キャリアアップ計画とは、キャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、今後の取り組みの概要(対象者、目標、期間、目標を達成するために企業が講じる措置)をあらかじめ記載するもの。これに必要事項を記載し、キャリアアップに係る取り組みを実施する前日までに提出します。

提出後は、就業規則等に基づいて、非正規雇用労働者の正社員への転換を行います。なお、正社員への転換規定がない企業の場合には、就業規則や労働協約で規定し、改定後の就業規則を労働基準監督署に届け出る必要があります。

正社員への転換後、6カ月間の賃金を支払い終わると、助成金の支給申請を行うことができます。ただし、転換後6カ月間の賃金が、転換前の6カ月間よりも3%以上増額していることが支給申請の条件です。

支給申請は、賃金を6カ月分支給した日の翌日から2カ月以内に行う必要があります。この期間を過ぎると申請が出来なくなるため、注意して下さい。

M

■ 図表1 キャリアアップ助成金(正社員化コース)の対象となる労働者と助成金額

対象	有期契約労働者	無期契約労働者
助成金支給額	1人当たり 57万円 (42万7,500円)	1人当たり 28万5,000円 (21万3,750円)

対象は有期、無期ともに支給対象事業主に雇用される期間が通算6カ月以上。助成金支給額は中小企業の場合。大企業はカッコ内の額となる。

(出所)厚生労働省のパンフレットをもとに筆者作成

■ 図表2 キャリアアップ助成金(正社員化コース)支給申請までの流れ

